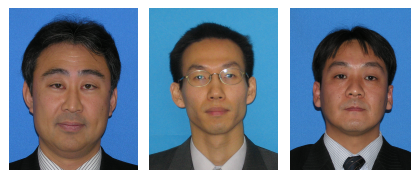


公共工事における総合評価方式の適用の考え方



総合技術政策研究センター

建設マネジメント技術研究室 室長 溝口 宏樹 主任研究官 堤 達也 交流研究員 毛利 淳二

1. 研究の経緯

国土交通省では、2005年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、競争参加者に技術提案等を求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式の適用拡大を図っている。

国総研では公共工事の各発注者の参考に資するため、2005年9月に「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」等を策定している。その後、総合評価方式の実施状況の分析や受発注者からの意見・要望等を踏まえて、2007年3月にガイドライン等の改定版として「総合評価方式適用の考え方」をとりまとめた。

2. 「総合評価方式適用の考え方」のポイント

(1) 評価結果への有効性を考慮した評価項目・配点の設定

評価結果への有効性を考慮し、簡易型の評価項目・配点を見直すとともに、入札手続の段階で施工体制を確認する施工体制確認型を導入した。

(2) 低入札頻発下における加算方式の適用拡大

低価格による入札が頻発している現況においては、評価値の算出方法として、技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価できる加算方式の適用拡大が望ましいとした。また、除算方式を用いる場合には加算点を拡大し設定することとした。

(3) 工事特性を踏まえた技術提案の課題設定・評価

簡易型と標準型で同様の課題設定、評価を行っている事例も見られることから、各タイプの定義を再整理した。簡易型はあくまでも発注者が示す仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求めるとし、品質をより高めることを期待する場合には標準型を適用することとした。

(4) 地方公共団体への導入促進

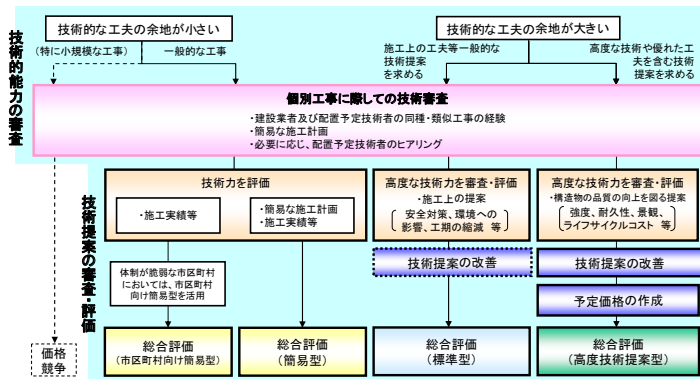


図-1 総合評価方式のタイプ選定

市区町村において総合評価方式の導入が進んでいないことから、施工計画の代わりに、工事成績や過去の施工実績等が企業の施工計画の作成能力を反映する指標とみなして総合評価を行う「市区町村向け簡易型」の具体的方法を提案した。

3. ガイドラインの活用による適用拡大

2005年のガイドライン策定後、国土交通省においては総合評価方式の実施件数及び適用率が大幅に増加しており、2007年度上半期には約97%の工事に適用している(図-2)。また「総合評価方式適用の考え方」を盛り込み実務担当者にも使いやすいよう「総合評価方式使いこなしマニュアル」を作成し、地方整備局等を通じて地方公共団体に配布し、普及拡大を支援している。

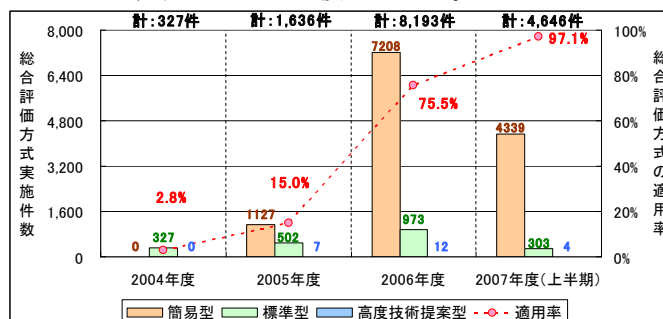


図-2 国土交通省における実施状況

【参考文献】

<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>